

平成25年千代田区議会第2回定例会議事速記録（第1311号）（未定稿）

◎日 時 平成25年6月24日（月）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（23人）

1番	うさみ	正記	議員
2番	林	則行	議員
3番	河合	良郎	議員
4番	はやお	恭一	議員
5番	高澤	秀行	議員
6番	安岡	けんじ	議員
7番	永田	壮一	議員
8番	内田	直之	議員
9番	嶋崎	秀彦	議員
10番	小林	たかや	議員
11番	寺沢	文子	議員
12番	岩佐	りょう子	議員
15番	山田	ながひで	議員
16番	小林	やすお	議員
17番	松本	佳子	議員
18番	桜井	ただし	議員
19番	飯島	和子	議員
20番	木村	正明	議員
21番	中村	つねお	議員
22番	高山	はじめ	議員
23番	戸張	孝次郎	議員
24番	鳥海	隆弘	議員
25番	石渡	伸幸	議員

◎欠席議員

14番	大串	ひろやす	議員
-----	----	------	----

◎出席説明員

区 長	石川 雅己 君
政策経営部長	歌川 さとみ 君
政策推進担当部長	須田 正夫 君
区民生活部長	立川 資久 君
コミュニティ担当部長	大矢 栄一 君

保健福祉部長	松本博之君
地域保健担当部長	田中敦子君
まちづくり推進部長 都市基盤整備担当部長	山口正紀君
環境安全部長 危機管理担当部長	島崎友四郎君
総務課長	清水章君
企画調整課長	芝崎晴彦君
財政課長	門口昌史君

(教育委員会)

教育長	山崎芳明君
子ども・教育部長	大嶋康平君
次世代育成担当部長	高橋誠一郎君

(監査委員事務局)

事務局長	保科彰吾君
------	-------

◎区議会事務局職員

事務局長	鈴木秀人君
議事主査	山口和久君
議事主査	森田祐司君
議事主査	桐谷孝行君
議事主査	平尾丈治君

午後1時00分 開会・開議

○議長（嶋崎秀彦議員） ただいまから平成25年第2回千代田区議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名員を定めます。会議規則第117条の規定に基づき、議長から指名します。23番戸張孝次郎議員、24番鳥海隆弘議員にお願いします。

会期についてお諮りします。今定例会の会期は、本日6月24日から7月9日までの16日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋崎秀彦議員） 異議なしと認め、決定します。

報告します。

去る5月24日、小枝すみ子議員から、一身上の都合により、平成25年6月6日付をもって議員辞職をしたい旨の願い出がありました。地方自治法第126条ただし書きの規定により、同日、議長において議員辞職を許可いたしました。

次に、会議規則第3条第3項ただし書きの規定に基づき、議長において、次のとおり、議席番号の変更を行いました。

まず、議席番号9番小林やすお議員を16番とし、16番、私、嶋崎秀彦を9番としました。続いて、議席番号13番岩佐りょう子議員を12番とし、13番を欠番としました。

次に、小枝すみ子議員の辞職に伴い欠員となった議会運営委員会委員について、委員会条例第5条第5項ただし書きの規定に基づき、議長において岩佐りょう子議員を議会運営委員会委員に指名しました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、財団法人まちみらい千代田及び公益社団法人ゆとりちよだの経営状況について説明する書類の提出がありました。その写しをお手元に配付しましたので、ご了承願います。

報告を終わります。

○議長（嶋崎秀彦議員） 石川区長に、議会招集の挨拶をお願いします。

〔区長石川雅己君登壇〕

○区長（石川雅己君） 平成25年第2回区議会定例会の開会に当たり、私の区政運営における所信を申し上げます。

携帯型情報機器の普及に伴い、携帯電話やスマートフォンを歩きながら操作して、画面に気をとられ、事故やトラブルになるケースが多発しております。特に、スマートフォンは、従来型の携帯電話と比べ、利用者が画面に集中する傾向が強く、歩きながら使用した場合など、周りが見えなくなり、大きな事故につながる危険性が指摘されており、鉄道事業者なども注意喚起を行っているところでございます。

本区といたしましても、歩きたばこなどを禁止する生活環境条例周知キャンペーンとあわせ、歩きスマホの危険性を呼びかける、マナー啓発用カードを配布し、周知を始めたところでございます。また、皇居周辺を利用するランナー、区民の方々、警察、道路管理者、学識経験者などで構成する公共空間活用検討会皇居周辺地域委員会において、皇居ランナーなどに適用する9つのマナーの中に「ながら通行」の危険性を訴えた、「音楽プレーヤーやスマートフォンなどの「ながら通行」は控えましょう」というマナーを新たに設けました。

社会現象とも言える多くの危険性を内在したこの問題は、携帯電話などを持つ方それぞれがきちんとマナーを守ることによって防げるものだと考えますが、一たび大事故に発展すれば、何らかの規制を考えなければならない事態になります。

そこで、去る6月19日には、JR東日本東京支社長を訪問し、歩行中の携帯型情報機器の使用に伴う安全確保について、注意喚起を初め、適切な対応について依頼するとともに、東京メトロや都営地下鉄、つくばエクスプレスに対しましても、同様の依頼を行ったところであります。

今後、携帯事業者を初め、警察や鉄道事業者、教育関係者、地域の皆様とともに、連携して対応策を検討してまいりたいと考えております。

初めに、少子化対策について申し上げます。

少子化の背景としては、未婚化や晩婚化に加え、若者の就職難や失業の増大など、経済的な不安や仕事と育児の両立が困難な職場環境など、さまざまな社会的要因が指摘されております。こうした中、子どもを産む、産まないということは、当然、個人の選択の問題ではありますが、若い世代が子どもを産み育てたいと願うとき、将来に希望を持ち、子育てに力を注げる環境を社会全体で整えておくことが、今、最も求められております。

超高齢社会を支える主役、それは、将来高齢者となる子どもたちであります。したがって、子どもたちが健やかに成長し、大人になり、やがて高齢期を迎えたとき、安心して生活ができる基盤をつくり上げておかなきゃなりません。その考え方のもとで、地域に身近な自治体として、千代田区は次世代育成に力を注いでおります。これまで本区が進めてまいりました施策の具体的な例として、働く方の育児や職場復帰をサポートする企業支援、次世代育成手当の支給、高校生までの医療費助成、予防接種助成などがございます。

一方、全国的に少子化傾向が続く中、首都圏を初めとする大都市では、保育所や学童クラブへ

の入所待機児童が社会問題となり、今や「保活」という用語は、就活、婚活と同様に一般化してまいりました。少子社会の中にあつて、保育所に入れるかどうかは、自治体を選択する大きな要素の一つになってきております。

本区は、平成14年から21年まで、23区で唯一、保育園の待機児童ゼロを実現してまいりました。この間の特徴的な取り組みとして、平成14年に創設した「いずみこども園」を挙げることができます。

「こども園」は、保護者の就労形態や保育に対する考え方が多様化している中、保育に欠ければ保育園、そうでなければ幼稚園という選択しかない環境を改善するため、保護者の就労形態にかかわらず、保育を必要とするゼロ歳児から5歳児までを受け入れる就学前施設としたものであります。これを契機に、全国各地に類似の施設が誕生し、平成27年度から本格的にスタートする予定の「子ども子育て支援新制度」においても、本区の「こども園」が制度構築に寄与したところが大きいと考えております。また、平成15年からは、質の高い保育を維持しながら、保護者の、「長時間残業をしている間も預かってほしい」、「送り迎えが便利な場所で預かってほしい」等の多様な保育ニーズに応える新しいスタイルの保育所である認証保育所の誘致を開始し、本年4月1日現在、11カ所の認証保育所が整備されております。

区といたしましては、認証保育所に対しまして、通常の運営費と開設準備経費補助により参入促進を図るとともに、認可保育所に入園した場合と比較して、基本となる保育料がおおむね2割程度安くなるように設定し、その差額を区が補助することで保護者の皆様の保育需要に応じております。さらに、保護者の居住年数や兄弟姉妹の優先的な入園などにも配慮した独自の要件を設定したほか、既存の幼稚園でも長時間保育を行うとともに、幼稚園では対象にならない3歳未満児の保育機能を併設した新しいタイプの幼保一体施設として、昨年4月に昌平幼稚園を、本年4月には千代田幼稚園を整備いたしました。

また、子育てしやすい地域づくりを進めるために、平成18年度から、子育て・家庭支援者養成講座を開始いたしました。この講座を修了した方々が、今日では児童館や訪問型の一時預かり保育を担う地域の人材となっていただいております。さらには、平成24年度から本区でも開始した家庭的保育事業のスタッフとしてご活躍をいただいているところであります。

このようにさまざまな事業展開に努めてまいりましたが、乳幼児人口の急激な増加により、残念ながら本年4月に待機児童が発生してしまいました。本区の乳幼児人口は、平成14年には1,525人でしたが、今年は2,442人まで達し、この12年間で1.6倍強の増加になっております。今後もこの増加傾向は続き、人口推計では平成27年をピークに一定数を維持していくと予測されております。また、現在、本区の0～5歳児の保育率は、優に40%を超え、全国平均を大きく上回っておりますが、引き続き待機児童対策は求められている状況にあります。

今後は、いわゆる厚生労働省基準の待機児童の解消ということのみならず、保護者の多様な働き方に合わせ、仕事と育児の両立支援をするため、区営施設はもとより、さまざまな保育サービスを活用しながら、今後も増え続けていくと予想される、保育園、学童クラブへの入所希望に的確に対応してまいります。

私は、この少子化現象が日本社会全体の活力の低下を招き、社会保障や地域の支え合いという仕組みそのものが成り立たなくなるという危機感を持っております。高齢者施策を後期社会保障というのであれば、次世代育成支援は前期社会保障と捉えております。そのため、本区におきましては、平成17年3月に「子育て施策の財源の確保に関する条例」を制定し、区民税の1%を新規・拡充施策に投入するということを区民の皆様方にお約束し、子どもに関する施策を着実に進めてまいりましたわけでございます。今後とも手を緩めることなく、次世代育成支援を重点的に推進し、安心して子どもを産み、育てることができるまちの実現に取り組んでまいります。

なお、今回、このようなさまざまな施策の一つとして、私立認可保育所及び学童クラブの整備運営にかかわる補助を補正予算としてお願いしているものでございます。

次に、保健福祉施策の取り組み状況について申し上げます。

まず、高齢者施策についてですが、超高齢社会にあって、病気や介護のため、施設入所を希望される区民の方々には、さまざまな形態の入所施設を整備する必要があると考えております。また、住みなれたところで必要なサービスを受けながら暮らし続けたいというご要望には、在宅サービスのメニューを一人一人の状況に合わせて選択できるよう、施策の充実を図ってまいります。

まず1点目は、本区の在宅での高齢者施策の拠点ともいえるべき（仮称）高齢者総合サポートセンターの整備についてであります。

（仮称）高齢者総合サポートセンターは、旧区役所跡地に建設され、医療と介護の連携のもと、在宅での生活を支える施設として、国家公務員共済組合連合会の九段坂病院との合築による整備を計画してまいりました。この施設の重要な課題は、24時間365日の相談拠点の体制構築と、医療と介護の連携拠点としての機能確保であります。併設の九段坂病院とともに、区内の医師会を初めとする医療機関や介護関係事業者等とこれまで以上に密に連携していくために、相互に協定を締結するなど、ネットワークの強化に取り組んでまいります。

具体的には、この5月に、連合会との間で、旧庁舎跡地の定期借地権設定契約を締結するとともに、さきの第1回区議会臨時会においてご議決いただきました工事施行協定も締結したところであります。また、建設工事業者も既に決定し、平成27年秋の開設に向け、ハードの整備と並行して、ソフト面についても具体的な準備を進めてまいります。この施設では、地域の支え手、担い手となっていただくために、元気な高齢者の活動を支援・促進していくことも重要であることから、高齢者センターの機能を移転し、併設される社会福祉協議会やシルバー人材センターとの連携・強化を図ってまいります。

2点目は、介護保険制度の中で、医療と介護の連携を進める新たな仕組みとして導入されました定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスであります。このサービスは、医療措置が必要な重度者を含む要介護高齢者の在宅生活を24時間365日支えるため、訪問介護と訪問看護が連携しながら定期巡回と随時の対応を行うサービスであります。本区においては、質の高いサービス提供を確保するため、昨年度、事業者の公募を行い、2つの事業者を選定し、本年4月から事業を開始しております。

私は、地域包括ケアを推進する際、このサービスが重要な役割を担うと考え、この新たな取り

組みの根幹である「医療も介護も必要な高齢者の在宅生活を24時間365日支えていく」という考え方を、しっかりと（仮称）高齢者総合サポートセンターにつなげ、活かしてまいりたいと思います。

3点目は、民間事業者による高齢者施設整備の状況についてであります。去る6月3日、神田淡路町二丁目の市街地再開発地域に高齢者の在宅での生活を支援する「淡路にここフォーユープラザ」がオープンいたしました。この施設は社会福祉法人が設置・運営する民設民営の施設であり、ショートステイ、デイサービス、認知症対応型デイサービスを有しております。また、同施設内に区立神田保育園を併設することで、区内で初めての高齢者施設と子ども施設の複合施設となり、高齢者の皆さんと子どもたちとの交流に取り組んでまいります。

先月まで西神田施設を利用されていた方は今月から淡路町施設を利用されており、利用者やご家族からはデイサービスでの入浴サービスの追加やショートステイが利用しやすくなるなどのサービス向上が図られ、歓迎する声を多数いただいております。このように、円滑な移行が確認されましたので、5月末をもって運営を休止している区立西神田高齢者在宅サービスセンターを廃止する議案をご提案しているところであります。

さらに、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けていくために必要な高齢者の住まいとしての施設は、民間事業者による整備計画が具体化しております。

一つは、神田地域において、社会福祉法人による都市型軽費老人ホームの整備計画が進んでおります。

都市型軽費老人ホームとは、都市部において、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある高齢者が低額な料金で入所できる施設であります。家族による援助が困難な高齢者が引き続き安心して区内に住むことができる施設を一定程度は確保する必要があると考え、整備費補助を補正予算としてお願いしているものであります。

また、麴町地域では、入浴介護や食事提供など、日常生活に必要なサービスを提供するとともに、介護が必要になった場合には、施設のスタッフによる介護サービスも提供する「介護付有料老人ホーム」の整備が民間事業者により進められております。都市型軽費老人ホームと介護つき有料老人ホームは、これまで区内にはない施設であり、高齢者の住まいの選択肢の拡充につながるものと考えております。

次に、生活保護制度について申し上げます。

生活保護受給者数は全国的に増え続けており、本区の受給世帯数も、10年前には約400世帯でしたが、近年では600世帯前後となっております。

本区においては、生活保護などの相談に対しまして、親身な対応に努めてきております。また、法律に基づき、生活を保障しつつ、可能な方には生活の自立に向けて、就労を支援していくことが重要であり、本年4月からは区役所3階に配置している就労支援員を増員し、居宅への訪問による相談や職業安定所への同行などの支援を強化しております。

このように生活困窮者への支援の充実に取り組んでいる中、預貯金等の資産を保有しながら、虚偽の申告で不正な生活保護費を受給したという大変残念な事案が発生いたしました。こうした

悪質な事案に対しましては厳正に対応することが必要であり、支給済みの保護費全額の返還を求める訴訟を提起するための議案をご提案しております。

次に、区民の健康を守り、被害を未然に防ぐための施策について申し上げます。

平成21年の新型インフルエンザの流行が記憶にまだ新しい中、海外では新たな感染症が発生し、拡大が懸念されております。

本年3月に中国で発生した鳥インフルエンザは、中国国内において感染者及び感染による死者を出し、台湾でも感染者が発生いたしました。5月に入り、感染者は減少し、ヒトからヒトへの持続的な感染は確認されておりましたが、感染源等が明らかになっていないため、十分に注意が必要であります。また、現在、サウジアラビアなど中東からヨーロッパに感染が拡大しているマーズコロナウイルスにおいては、ヒトからヒトへの感染の疑いが濃厚であり、予断を許さない状況となっております。本区では、海外で発生しているこれらの感染症への対応として、庁内の連絡体制を強化するとともに、区のホームページにおいても、注意喚起及び情報提供を行ってまいりました。

さらに、国内に目を転じれば、風疹が都市部を中心に大流行しており、今年に入り半年弱で、既に昨年1年間の4倍以上の患者が発生しております。

本区におきましては、これまで風疹の予防接種を受けたことがない方などに対しまして、全国で最も早く、無料で区内指定医療機関において接種が行えるように対策を講じてまいりました。その結果、予測を大幅に上回る方々が接種を受けられております。区では、区民の皆さんの健康と安心な生活を守るため、新たな感染症など、健康危機の発生に備えた対策を講じるとともに、発生時にも迅速かつ的確な対応がとれるよう状況の把握に努めてまいります。

次に、自転車対策について申し上げます。

近年、健康志向や環境に対する意識の高まり、東日本大震災を契機とした災害時の交通手段の確保、あるいは都市環境における自転車での周遊など、単なる移動の手段にとどまらず、多様な目的で自転車利用が増えてきております。

このように、自転車の利用ニーズが増加する一方、利用者が駐輪マナーや交通ルールを守らないなど、交通安全上の問題等が顕在化している実態もございます。区といたしましては、こうした状況を踏まえ、誰もが安全で快適に自転車を利用できる環境づくりを進めるため、現在、区の特性を踏まえた自転車利用のあり方に関する総合的な指針づくりを進めているところでございますが、その中でも駐輪対策が喫緊の課題となっております。

こうした中、去る6月4日に、東京都から、都内の主要駅周辺における放置自転車の現状について発表があり、東京駅周辺が775台で、赤羽駅に次ぐ都内ワースト2位という不名誉な結果となりました。区内各駅の放置自転車の台数は、駐輪場の整備が進み、相対的には年々減少の傾向にありますが、東京駅周辺については、ここ数年の間、増加が顕著になってきております。

この背景には、自転車ニーズの高まりに加え、臨海部を中心とした大型マンションの急増などがあり、それにより千代田区外から東京駅まで自転車で乗りつけ、路上にそのまま放置されるケースが、ここ数年、大幅に増えてまいりました。また、通勤、通学のためだけでなく、買い物

や飲食のために東京駅を訪れる方々も最近では多くなってきております。加えて、東京駅周辺では、さまざまな開発に伴う大規模工事が継続的に行われておりますが、それらの工事関係者による自転車やオートバイの放置も少なくありません。こうした事情から、東京駅周辺において放置自転車が増加しており、区として早急な対策を講じていく必要があると考えております。

このため、まず、区としてできるだけ多くの駐輪場を整備していくという方針のもとに、区報等を活用して、大手町地区に約250台のコインパーキング式駐輪場を今年11月までに優先的に整備いたします。その後、年度内を目途に、大手町地区にさらに約200台、有楽町地区でも約200台のコイン式駐輪場を順次整備する予定でございます。

さらに、東京駅の正面に位置する丸の内地区につきましても、駐輪場の整備に向けて、道路管理者である国や東京都並びにJR東日本など、関係機関との協議を進めているところであります。これらの駐輪場の整備が完了した時点で、東京駅周辺の広範囲を放置自転車禁止区域として指定し、放置自転車を即時撤去できる体制を整えてまいります。

また、この7月に東京都が施行します自転車の安全で快適な利用の促進に関する条例に基づき、鉄道事業者や周辺の事業者に対しまして、顧客や従業員向けの駐輪場を適正に確保するよう強く要請するとともに、駅周辺の工事関係者に対しまして、作業員用の自転車やオートバイ駐輪スペースを確保し、放置の禁止に取り組むよう十分に周知してまいります。

区といたしましては、駐輪対策はもとより、自転車利用に関するさまざまな施策を、区民の皆様を初め、事業者、各関係機関と連携・協力し、総合的、計画的に推進してまいります。

最後に、今回提案いたしました諸議案等について申し上げます。

まず予算関係であります。平成25年度千代田区一般会計補正予算第1号、1件であります。

次に条例関係であります。千代田区高齢者在宅サービスセンター条例を廃止する条例、1件であります。

次に契約関係であります。災害対策用備蓄物資の購入1件、区立神田一橋中学校改修工事に関するもの3件の計4件であります。

次に、訴えの提起として、損害賠償請求事件に係る訴えの提起について1件であります。

次に報告関係であります。平成24年度千代田区一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の繰越について1件で、今回の付議案件は合計8件であります。

何とぞ、諸議案につきましても、慎重ご審議の上、原案どおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。平成25年第2回区議会定例会開会の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

○議長（嶋崎秀彦議員） これより日程に入ります。

日程第1を議題にします。



東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者について

○議長（嶋崎秀彦議員） お諮りします。東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙候補者については、指名推選の方法により決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋崎秀彦議員） 異議なしと認め、決定します。

お諮りします。本件の候補者に河合良郎議員を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋崎秀彦議員） 異議なしと認め、決定します。

お諮りします。本日は以上で延会したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（嶋崎秀彦議員） 異議なしと認め、決定します。

なお、次回の継続会は6月27日午後1時から開会します。ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

本日は以上で終了します。延会します。

午後1時30分 延会